

# 遺族共済年金補完事業

(こども特約付半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

加入対象区分



## 意向確認【ご加入前のご確認】

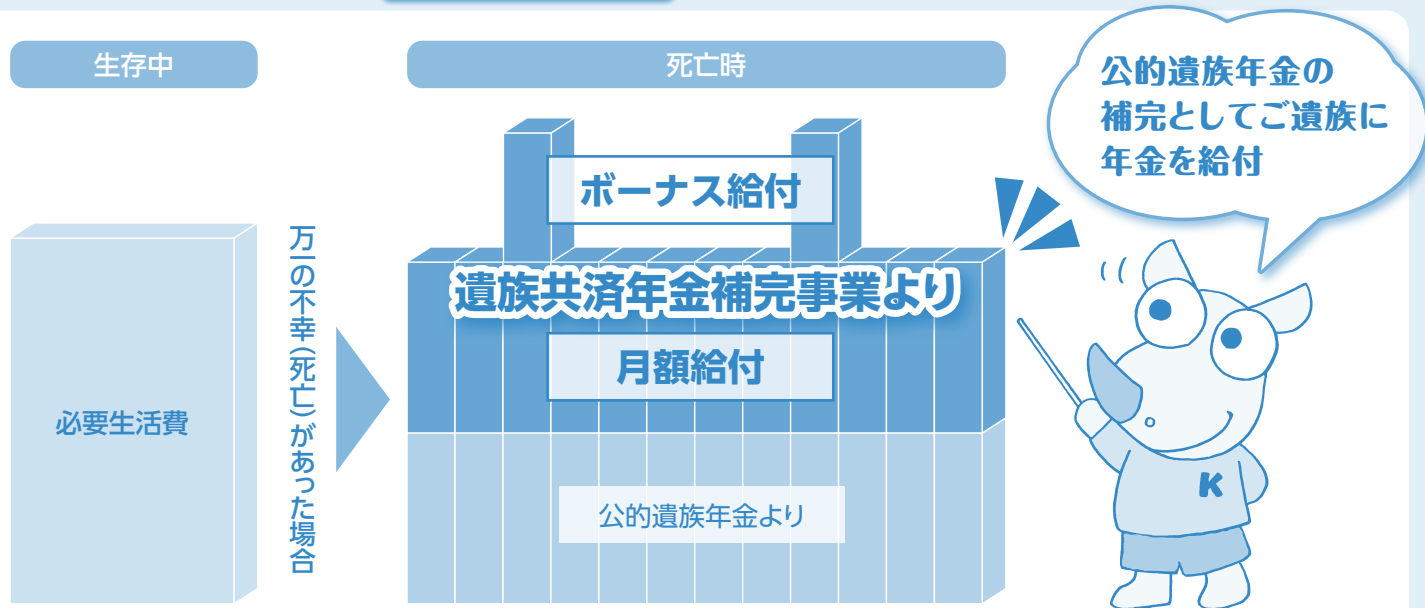
遺族共済年金補完事業は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

## 保障内容

死亡・高度障害



生存中、給与(収入)によって生計を立てていたが、死亡によって収入がなくなり、公的遺族年金だけでは不足しがちな生活費を遺族共済年金補完事業から年金形式で補うための制度です。また、急な不幸の際の葬祭費用として、年金ではなく一時金で受取ることも可能です。

## 保険料と年金受取期間・受取額

### 1 遺族共済年金補完事業(本人) 死亡・高度障害のとき

#### Rコース【月額給付のみ】 R1コース【月額給付+ボーナス給付】

コース	Rコース 月額給付部分						R1コース ボーナス給付部分(6月・12月)						
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 死亡・高度 障害保険金	受取総額	月額保険料		受取期間	平均 ボーナス給付 (年2回)	年金原資 死亡・高度 障害保険金	受取総額	ボーナス保険料	
						男性	女性					男性	女性
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	万円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	—	17	6.6	1,254	1,354	953	614	17	25.6	808	872	3,684	2,376
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)	—	15	7.4	1,254	1,338	1,216	1,041	15	29.0	818	872	4,761	4,074
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)	—	10	10.8	1,256	1,304	1,658	1,256	10	42.2	814	845	6,447	4,884
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	—	10	10.6	1,230	1,277	2,386	1,808	10	41.3	796	826	9,265	7,021
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	—	7	13.9	1,151	1,175	3,430	2,394	7	54.7	751	767	13,428	9,372
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	—	7	13.2	1,088	1,111	4,950	3,014	7	51.6	708	723	19,328	11,767
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	7	13.2	1,088	1,111	7,757	4,102	7	51.6	708	723	30,288	16,015
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	7	13.2	1,088	1,111	11,522	5,549	7	51.6	708	723	44,986	21,665
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	7	13.2	1,088	1,111	15,101	7,366	7	51.6	708	723	58,962	28,759
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	7	13.2	1,088	1,111	16,723	8,214	7	51.6	708	723	65,292	32,072
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	7	13.2	1,088	1,111	18,583	9,215	7	51.6	708	723	72,556	35,981
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	7	13.2	1,088	1,111	20,748	10,303	7	51.6	708	723	81,009	40,229
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	7	13.2	1,088	1,111	23,305	11,500	7	51.6	708	723	90,992	44,901

# 1 遺族共済年金補完事業 (本人) 死亡・高度障害のとき

## Fコース【月額給付のみ】 F1コース【月額給付+ボーナス給付】

コース	Fコース 月額給付部分						F1コース ボーナス給付部分(6月・12月)						
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 (死亡・高度 障害保険金)	受取総額	月額保険料		受取期間	平均 ボーナス給付 (年2回)	年金原資 (死亡・高度 障害保険金)	受取総額	ボーナス保険料	
						男性	女性					男性	女性
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	万円 —	年 17	約 万円 13.5	万円 2,561	約 万円 2,767	円 1,946	円 1,255	年 17	約 万円 25.6	万円 808	約 万円 872	円 3,684	円 2,376
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)	—	15	12.4	2,100	2,241	2,037	1,743	15	29.9	843	899	4,906	4,198
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)	—	10	16.1	1,861	1,933	2,457	1,861	10	42.4	818	849	6,479	4,908
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	—	10	18.8	2,175	2,259	4,220	3,197	10	41.6	802	833	9,335	7,074
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	—	7	23.3	1,916	1,957	5,710	3,985	7	55.4	760	776	13,589	9,485
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	—	7	15.0	1,239	1,265	5,637	3,432	7	51.8	711	726	19,410	11,817
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	7	15.0	1,239	1,265	8,834	4,671	7	51.8	711	726	30,417	16,083
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	7	15.0	1,239	1,265	13,121	6,319	7	51.8	711	726	45,177	21,757
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	7	15.0	1,239	1,265	17,197	8,388	7	51.8	711	726	59,212	28,881
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	7	15.0	1,239	1,265	19,043	9,354	7	51.8	711	726	65,568	32,208
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	7	15.0	1,239	1,265	21,162	10,494	7	51.8	711	726	72,863	36,133
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	7	15.0	1,239	1,265	23,628	11,733	7	51.8	711	726	81,353	40,399
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	7	15.0	1,239	1,265	26,539	13,096	7	51.8	711	726	91,378	45,092

## F2コース【月額給付+ボーナス給付+一時金(300万円)】

コース	F2コース 一時金(300万円)・月額給付部分						F1コース ボーナス給付部分(6月・12月)						
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 (死亡・高度 障害保険金)	受取総額	月額保険料		受取期間	平均 ボーナス給付 (年2回)	年金原資 (死亡・高度 障害保険金)	受取総額	ボーナス保険料	
						男性	女性					男性	女性
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	万円 —	年 17	約 万円 13.5	万円 2,561	約 万円 2,767	円 1,946	円 1,255	年 17	約 万円 25.6	万円 808	約 万円 872	円 3,684	円 2,376
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)	300	15	13.5	2,279	2,432	2,502	2,141	15	29.9	843	899	4,906	4,198
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)	300	10	20.3	2,345	2,436	3,491	2,645	10	42.4	818	849	6,479	4,908
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	300	10	19.8	2,290	2,378	5,025	3,807	10	41.6	802	833	9,335	7,074
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	300	7	26.4	2,179	2,225	7,387	5,156	7	55.4	760	776	13,589	9,485
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	300	7	25.0	2,062	2,106	10,747	6,543	7	51.8	711	726	19,410	11,817
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	300	7	25.0	2,062	2,106	16,841	8,905	7	51.8	711	726	30,417	16,083
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	300	7	25.0	2,062	2,106	25,014	12,046	7	51.8	711	726	45,177	21,757
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	300	7	25.0	2,062	2,106	32,785	15,991	7	51.8	711	726	59,212	28,881
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	300	7	25.0	2,062	2,106	36,304	17,833	7	51.8	711	726	65,568	32,208
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	300	7	25.0	2,062	2,106	40,343	20,006	7	51.8	711	726	72,863	36,133
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	300	7	25.0	2,062	2,106	45,043	22,368	7	51.8	711	726	81,353	40,399
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	300	7	25.0	2,062	2,106	50,594	24,966	7	51.8	711	726	91,378	45,092

## Xコース【月額給付のみ】 X1コース【月額給付+ボーナス給付】

コース	Xコース 月額給付部分						X1コース ボーナス給付部分(6月・12月)						
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 (死亡・高度 障害保険金)	受取総額	月額保険料		受取期間	平均 ボーナス給付 (年2回)	年金原資 (死亡・高度 障害保険金)	受取総額	ボーナス保険料	
						男性	女性					男性	女性
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	万円 —	年 25	約 万円 14.2	万円 3,775	約 万円 4,273	円 2,869	円 1,850	年 5	約 万円 21.8	万円 216	約 万円 218	円 985	円 635
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)	—	25	14.2	3,775	4,273	3,662	3,133	5	21.8	216	218	1,257	1,076
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)	—	18	18.2	3,630	3,938	4,792	3,630	5	32.7	324	327	2,566	1,944
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	—	15	20.4	3,445	3,676	6,683	5,064	5	43.5	431	435	5,017	3,801
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	—	10	24.5	2,835	2,945	8,448	5,897	5	65.4	647	654	11,568	8,075
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	12,017	7,316	5	76.2	754	762	20,584	12,531
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	18,830	9,957	5	76.2	754	762	32,256	17,055
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	27,968	13,469	5	76.2	754	762	47,909	23,072
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	36,657	17,880	5	76.2	754	762	62,793	30,627
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	40,592	19,940	5	76.2	754	762	69,534	34,156
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	45,108	22,369	5	76.2	754	762	77,270	38,318
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	50,364	25,010	5	76.2	754	762	86,273	42,842
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	56,570	27,915	5	76.2	754	762	96,904	47,819

# 1 遺族共済年金補完事業 (本人) 死亡・高度障害のとき

## Xコース【月額給付のみ】 X2コース【月額給付+ボーナス給付】

コース	Xコース 月額給付部分						2コース ボーナス給付部分(6月・12月)						
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	月額保険料		受取期間	平均 ボーナス給付 (年2回)	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	ボーナス保険料	
						男性	女性					男性	女性
保険年齢(生年月日)	万円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	—	25	14.2	3,775	4,273	2,869	1,850	25	29.4	1,300	1,471	5,928	3,822
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)	—	25	14.2	3,775	4,273	3,662	3,133	25	35.5	1,569	1,776	9,132	7,814
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)	—	18	18.2	3,630	3,938	4,792	3,630	18	49.4	1,640	1,779	12,989	9,840
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	—	15	20.4	3,445	3,676	6,683	5,064	15	45.9	1,293	1,379	15,051	11,404
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	—	10	24.5	2,835	2,945	8,448	5,897	10	59.0	1,137	1,181	20,330	14,190
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	12,017	7,316	10	59.0	1,137	1,181	31,040	18,897
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	18,830	9,957	10	59.0	1,137	1,181	48,641	25,719
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	27,968	13,469	10	59.0	1,137	1,181	72,245	34,792
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	36,657	17,880	10	59.0	1,137	1,181	94,689	46,185
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	40,592	19,940	10	59.0	1,137	1,181	104,854	51,506
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	45,108	22,369	10	59.0	1,137	1,181	116,520	57,782
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	50,364	25,010	10	59.0	1,137	1,181	130,096	64,604
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	10	22.8	2,641	2,743	56,570	27,915	10	59.0	1,137	1,181	146,127	72,109

## Yコース【月額給付のみ】 Y1コース【月額給付+ボーナス給付】

コース	Yコース 月額給付部分						1コース ボーナス給付部分(6月・12月)						
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	月額保険料		受取期間	平均 ボーナス給付 (年2回)	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	ボーナス保険料	
						男性	女性					男性	女性
保険年齢(生年月日)	万円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	—	30	15.3	4,750	5,531	3,610	2,328	5	21.8	216	218	985	635
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)	—	30	15.3	4,750	5,531	4,608	3,943	5	21.8	216	218	1,257	1,076
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)	—	25	19.4	5,142	5,820	6,787	5,142	5	32.7	324	327	2,566	1,944
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	—	20	22.4	4,900	5,377	9,506	7,203	5	43.5	431	435	5,017	3,801
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	—	15	27.0	4,570	4,877	13,619	9,506	5	65.4	647	654	11,568	8,075
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	19,338	11,773	5	76.2	754	762	20,584	12,531
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	30,303	16,023	5	76.2	754	762	32,256	17,055
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	45,008	21,675	5	76.2	754	762	47,909	23,072
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	58,990	28,773	5	76.2	754	762	62,793	30,627
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	65,323	32,088	5	76.2	754	762	69,534	34,156
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	72,590	35,998	5	76.2	754	762	77,270	38,318
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	81,048	40,248	5	76.2	754	762	86,273	42,842
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	91,035	44,923	5	76.2	754	762	96,904	47,819

## Yコース【月額給付のみ】 Y2コース【月額給付+ボーナス給付】

コース	Yコース 月額給付部分						2コース ボーナス給付部分(6月・12月)						
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	月額保険料		受取期間	平均 ボーナス給付 (年2回)	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	ボーナス保険料	
						男性	女性					男性	女性
保険年齢(生年月日)	万円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	—	30	15.3	4,750	5,531	3,610	2,328	20	34.2	1,250	1,371	5,700	3,675
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)	—	30	15.3	4,750	5,531	4,608	3,943	20	34.2	1,250	1,371	7,275	6,225
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)	—	25	19.4	5,142	5,820	6,787	5,142	15	30.5	858	915	6,795	5,148
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	—	20	22.4	4,900	5,377	9,506	7,203	20	30.1	1,100	1,207	12,804	9,702
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	—	15	27.0	4,570	4,877	13,619	9,506	15	27.0	760	811	13,589	9,485
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	19,338	11,773	15	27.0	760	811	20,748	12,631
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	30,303	16,023	15	27.0	760	811	32,513	17,191
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	45,008	21,675	15	27.0	760	811	48,290	23,256
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	58,990	28,773	15	27.0	760	811	63,293	30,871
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	65,323	32,088	15	27.0	760	811	70,087	34,428
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	72,590	35,998	15	27.0	760	811	77,885	38,623
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	81,048	40,248	15	27.0	760	811	86,959	43,183
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	15	25.1	4,250	4,535	91,035	44,923	15	27.0	760	811	97,675	48,199

※申込コースはいずれか一種類を選んでください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和5年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

※半年単位の契約応当日から、次の賞与時払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その賞与時払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

# 1 遺族共済年金補完事業（本人）死亡・高度障害のとき

Kコース【月額給付のみ】						
コース	Kコース 月額給付部分					
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 死亡・高度 障害保険金	受取総額	月額保険料
保険年齢(生年月日)	万円	年	万円	万円	万円	男性 女性
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	—	7	6.0	500	510	円 380 245
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)						円 485 415
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)						円 660 500
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)						円 970 735
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)						円 1,490 1,040
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)						円 2,275 1,385
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)						円 3,565 1,885
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)						円 5,295 2,550
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)						円 6,940 3,385
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)						円 7,685 3,775
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)						円 8,540 4,235
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)						円 9,535 4,735
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)						円 10,710 5,285

# 2 遺族共済年金補完事業（配偶者）死亡・高度障害のとき

1,000万円コース						800万円コース							
保険年齢(生年月日)	受取期間	平均 月額給付	受取総額	年金原資 死亡・高度 障害保険金	月額保険料		保険年齢(生年月日)	受取期間	平均 月額給付	受取総額	年金原資 死亡・高度 障害保険金	月額保険料	
					男性	女性						男性	女性
16~35歳 (S.63.6.2~H.20.6.1)	10	8.6	1,038	1,000	円 760 490	円 608 392	16~35歳 (S.63.6.2~H.20.6.1)	7	9.7	817	800	円 776 664	円 8472 4,080
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)					円 970 830	円 776 664							
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)					円 1,320 1,000	円 1,056 800							
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)					円 1,940 1,470	円 1,552 1,176							
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)					円 2,980 2,080	円 2,384 1,664							
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)					円 4,550 2,770	円 3,640 2,216							
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)					円 7,130 3,770	円 5,704 3,016							
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)					円 10,590 5,100	円 8,472 4,080							
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)					円 13,880 6,770	円 11,104 5,416							
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)					円 15,370 7,550	円 12,296 6,040							
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)					円 17,080 8,470	円 13,664 6,776							
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)					円 19,070 9,470	円 15,256 7,576							
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)					円 21,420 10,570	円 17,136 8,456							

500万円コース						300万円コース							
保険年齢(生年月日)	受取期間	平均 月額給付	受取総額	年金原資 死亡・高度 障害保険金	月額保険料		保険年齢(生年月日)	受取期間	平均 月額給付	受取総額	年金原資 死亡・高度 障害保険金	月額保険料	
					男性	女性						男性	女性
16~35歳 (S.63.6.2~H.20.6.1)	5	8.4	505	500	円 380 245	円 228 147	16~35歳 (S.63.6.2~H.20.6.1)	3	8.3	300	300	円 291 249	円 4,611 2,265
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)					円 485 415	円 291 249							
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)					円 660 500	円 396 300							
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)					円 970 735	円 582 441							
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)					円 1,490 1,040	円 894 624							
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)					円 2,275 1,385	円 1,365 831							
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)					円 3,565 1,885	円 2,139 1,131							
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)					円 5,295 2,550	円 3,177 1,530							
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)					円 6,940 3,385	円 4,164 2,031							
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)					円 7,685 3,775	円 4,611 2,265							
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)					円 8,540 4,235	円 5,124 2,541							
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)					円 9,535 4,735	円 5,721 2,841							
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)					円 10,710 5,285	円 6,426 3,171							

# 3 遺族共済年金補完事業（子ども）死亡・高度障害のとき

400万円		
保険年齢(生年月日)	死亡・高度 障害保険金	月額保険料
3~22歳 (H.13.6.2~R.3.6.1)	一律 400 万円	一律 280 円

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※配偶者及び子ども特約の保険料は月払のみです。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

# ご参考

遺族共済年金補完事業 従来コースで今年度告知に該当されない方およびコース変更を希望されない方へのご案内になります。  
新規加入は原則できません。

## 【A、H、Sコース=月額給付のみ A1、H1、S1=月額給付+ボーナス給付】

### 死亡・高度障害のとき

コース	Aコース 月額給付部分						1コース ボーナス給付部分					
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	月額保険料		平均 ボーナス給付 (年2回)	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	ボーナス保険料	
						男性	女性				男性	女性
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)	万円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円	約 万円	万円	約 万円	円	円
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	—	10	9.0	1,040	1,080	1,373	1,040	34.9	673	699	5,330	4,038
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	—	10	9.0	1,040	1,080	2,018	1,529	34.9	673	699	7,834	5,936
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	—	7	12.4	1,020	1,041	3,040	2,122	48.5	665	679	11,890	8,299
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	—	7	12.3	1,015	1,036	4,618	2,812	48.1	660	674	18,018	10,969
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	7	12.3	1,015	1,036	7,237	3,827	48.1	660	674	28,235	14,929
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	7	12.3	1,015	1,036	10,749	5,177	48.1	660	674	41,936	20,196
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	7	12.3	1,015	1,036	14,088	6,872	48.1	660	674	54,965	26,809
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	7	12.3	1,015	1,036	15,601	7,663	48.1	660	674	60,865	29,898
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	7	12.3	1,015	1,036	17,336	8,597	48.1	660	674	67,637	33,541
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	7	12.3	1,015	1,036	19,356	9,612	48.1	660	674	75,517	37,501
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	7	12.3	1,015	1,036	21,741	10,729	48.1	660	674	84,823	41,857

コース	Hコース 月額給付部分						1コース ボーナス給付部分					
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	月額保険料		平均 ボーナス給付 (年2回)	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	ボーナス保険料	
						男性	女性				男性	女性
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	万円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円	約 万円	万円	約 万円	円	円
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	—	7	9.3	767	783	3,490	2,125	35.7	490	500	13,377	8,144
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	7	9.3	767	783	5,469	2,892	35.7	490	500	20,962	11,084
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	7	9.3	767	783	8,123	3,912	35.7	490	500	31,135	14,994
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	7	9.3	767	783	10,646	5,193	35.7	490	500	40,807	19,904
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	7	9.3	767	783	11,789	5,791	35.7	490	500	45,188	22,197
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	7	9.3	767	783	13,100	6,496	35.7	490	500	50,215	24,902
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	7	9.3	767	783	14,627	7,263	35.7	490	500	56,066	27,842
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	7	9.3	767	783	16,429	8,107	35.7	490	500	62,975	31,076

コース	Sコース 月額給付部分						1コース ボーナス給付部分					
	一時金 給付額	受取期間	平均 月額給付	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	月額保険料		平均 ボーナス給付 (年2回)	年金原資 〔死亡・高度 障害保険金〕	受取総額	ボーナス保険料	
						男性	女性				男性	女性
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	万円	年	約 万円	万円	約 万円	円	円	約 万円	万円	約 万円	円	円
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	—	10	15.9	1,840	1,911	3,570	2,705	35.1	677	703	7,880	5,971
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	—	7	20.6	1,700	1,736	5,066	3,536	49.1	673	687	12,033	8,399
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	—	7	14.0	1,155	1,179	5,255	3,199	48.3	662	676	18,073	11,002
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	7	14.0	1,155	1,179	8,235	4,354	48.3	662	676	28,320	14,974
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	7	14.0	1,155	1,179	12,231	5,891	48.3	662	676	42,063	20,257
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	7	14.0	1,155	1,179	16,031	7,819	48.3	662	676	55,131	26,890
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	7	14.0	1,155	1,179	17,752	8,720	48.3	662	676	61,050	29,989
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	7	14.0	1,155	1,179	19,727	9,783	48.3	662	676	67,842	33,643
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	7	14.0	1,155	1,179	22,026	10,938	48.3	662	676	75,746	37,615
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	7	14.0	1,155	1,179	24,740	12,208	48.3	662	676	85,080	41,984

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和5年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

※半年単位の契約応当日から、次の賞与時払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その賞与時払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

遺族共済年金補完事業（子ども特約付半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険）

遺族補完プラス（年金払特約付新・団体定期保険）

医療保障プラン（短期入院特約付手術給付特約付家族特約付医療保障保険（団体型））

ライフサポート（健康サポート・キャッシュバック特約（集団定期用）付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型））

短期療養プラン（特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険）

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要および注意喚起情報に記載されている遺族共済年金補完事業は、新・団体定期保険を指します。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### 2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
遺族共済年金補完事業	P3	P25	P7	P29
遺族補完プラス	P3		P12	P29
医療保障プラン	P3		P13	P30
ライフサポート	P4		P17	P17、37
短期療養プラン	P4		P22	P41

### 3. 配当金

遺族共済年金補完事業、遺族補完プラス、医療保障プラン、短期療養プランは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

ライフサポートは、配当金はありません。

### 4. 脱退による返戻金

遺族共済年金補完事業、遺族補完プラス、医療保障プラン、ライフサポート、短期療養プランは、脱退（解約）による返戻金はありません。

### 5. 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日\*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2. 告知に関する重要事項

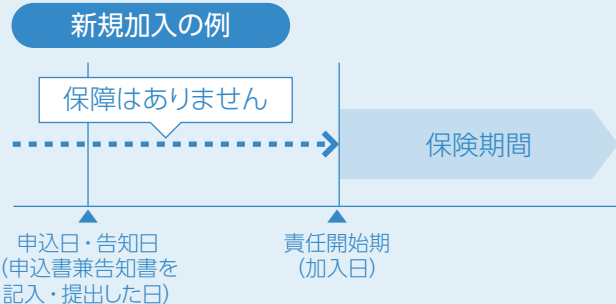
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### 3. 責任開始期（加入日\*）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社でご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日\*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日\*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

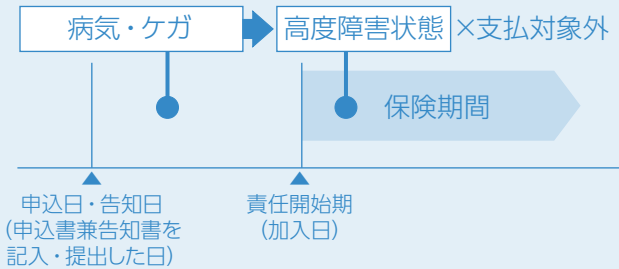


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

#### 4. 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期（加入日\*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

##### 高度障害保険金の例



- 責任開始期（加入日\*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- ライフサポートについて、責任開始期（加入日\*）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合や責任開始期（加入日\*）からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物（がん）」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。  
遺族共済年金補完事業（P29）、遺族補完プラス（P29）、医療保障プラン（P31）、ライフサポート（P18、38）、短期療養プラン（P41）

#### 5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。  
(ホームページ<https://www.seihohogo.jp/>)

#### 6. ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口  
0120-661-320

受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### 7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ライフサポート、短期療養プランについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。